

月々の返済を見直しませんか？

# 借換保証制度

## 借換保証制度とは

既にある保証付借入を新たな借入金で借換えることにより、月々の返済負担の軽減を図ることができます。

月々の返済負担  
軽減！

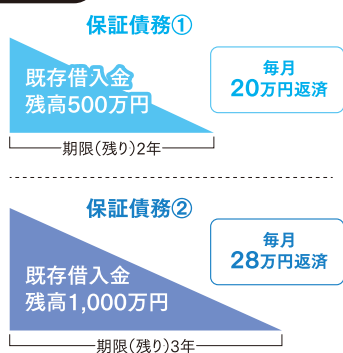
ニュー  
マネー  
導入可能！

期間最大  
**15年！**

### 例

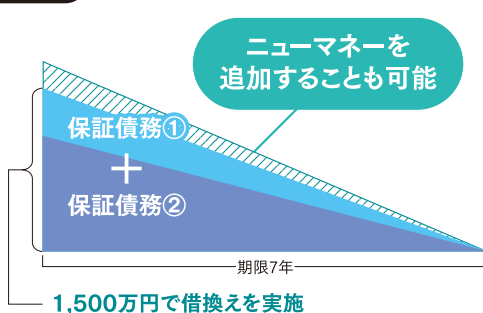
### 一般的な借換保証

#### 借換前



合計毎月  
**48万円**  
返済

#### 借換後



返済負担額  
**30万円**  
軽減！

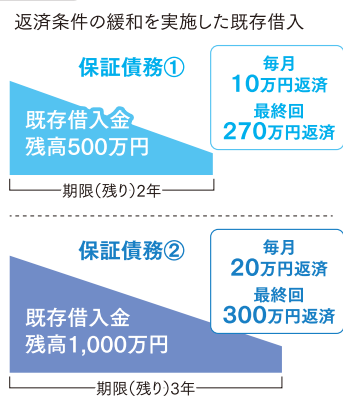
毎月  
**18万円**  
返済

※借換事例の一つであり、すべてに適用されるものではありません。

### 例

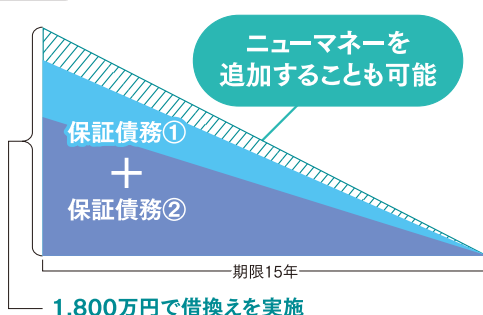
### 条件変更改善型借換保証

#### 借換前



合計毎月  
**30万円**  
返済

#### 借換後



金融取引が  
**正常化！**

毎月  
**10万円**  
返済

※借換事例の一つであり、すべてに適用されるものではありません。

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

詳しくは裏面を  
ご覧ください。

# 借換保証制度の概要

	一般的な借換保証	条件変更改善型借換保証
対象者	保証申込時点において、信用保証協会の保証付き 既往借入金の残高がある方	①保証申込時点において、信用保証協会の保証付き 既往借入金の残高があり、その既往借入金の全部 又は一部について返済条件の緩和を行っている方 ②金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援 を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の 実行及び進捗の報告を行う方
保証限度額	【一般保証】 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円 【経営安定関連保証】 中小企業信用保険法第2条第5項6号の認定に係る 場合は3億8,000万円	【一般保証】 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円
資金用途	保証付借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めることができます	
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含む)	15年以内(据置期間1年以内を含む)
貸付形式	証書貸付	
担保	必要に応じて徴求します	
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です	
貸付利率	金融機関所定利率	
保証利率	一般保証 年0.45～1.90% 経営安定関連保証 年0.80%	一般保証 年0.45～1.90%
添付書類	経営安定関連保証により借り換える場合…事業計画書	①事業計画書(左記の事業計画書とは異なります) ②状況説明書 ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載し た書面(事業計画書に記載されている場合は不要)

● 審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

## お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部

保証第一課  
☎025-210-5151

保証第二課  
☎025-210-5152

保証第三課  
☎025-210-5150

長岡支店

保証第一課、保証第二課  
☎0258-35-5714

県央支店

保証課  
☎0256-33-6661

上越支店

☎025-523-7225

佐渡支店

☎0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー